

第1章

はじめに

1-1 三原市地域情報化計画の位置づけ

「三原市地域情報化計画」は、本市が目指すべき情報化の目標・施策を定めるものです。

本市では、本計画を機軸に市民、企業、行政機関等さまざまな地域主体の理解と協力のもと、IT社会にふさわしい、情報化を推進していくことを目指します。

なお、本計画は、「三原市長期総合計画基本構想」に基づく分野別計画のひとつとして位置付け、平成17年(2005年)度から平成22年(2010年)度の6ヵ年における、本市の情報化の指針となるものです。

1-2 計画の推進と段階的整備

(1) 計画の推進

近年のIT技術は、ドッグイヤーなどといわれるほど進歩が著しく早く、次々と新しい技術が生み出されています。また、政府の構造改革により、制度改正や規制緩和等が積極的に実施され、社会環境は急激な変化を遂げています。

このように外部環境の変化が著しいと、近い将来には情報化計画自体が陳腐化し、技術面のみならず多様化する市民ニーズにも対応できなくなる可能性があります。

したがって本市では、技術革新や先進事例、社会環境調査等の定期的な実施により、常に最新の情報化動向を把握し、市民ニーズに適応し、かつ時代の潮流にあった地域情報化を推進します。そのために、地域情報化計画の見直しを定期的に行うものとします。

(2) 情報システムの段階的整備

情報システムには、技術面・運用面における課題以外にも、法的な制約やシステム仕様の標準化など、国家機関からの明確な指針が待たれるものがあります。

広域連携などを視野に入れた行政サービスを提供する際には、制度的な統一や整合を図ることはもちろんのこと、データの形式やプロトコルなどを統一しなければなりません。そのため、国や県、近隣自治体の整備状況を考慮せずに情報システ

ムの導入を進めると、広域連携の際に制度自体の見直しやシステムの全面更改、多額の改善費用など、非効率的な状況に陥る可能性があります。具体例として、個人認証や個人情報の蓄積、電子決済などの利用に注目されているＩＣカードの仕様などがあります。

これらのことを勘案し、情報システムの導入にあたっては、制度的・技術的動向などを十分に把握するとともに、種々の条件や課題をクリアした情報システムについて、段階的に整備を進めていくものとしします。

1-3 国及び県における情報化の取り組み状況

(1) 国における情報化の取り組み状況

ＩＴ国家戦略の推進

情報通信技術の活用により世界的規模で生じている社会経済構造の変化に適切に対応することは、我が国においても緊急の課題となっているため、政府は第150回臨時国会に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（ＩＴ基本法）」を提出し、平成12年(2000年)11月に成立、平成13年(2001年)1月より施行され、政府にＩＴ戦略本部が設置されました。同本部では、我が国が5年以内に世界最先端のＩＴ国家となることを目指した国家戦略である「e-Japan戦略」が制定されました。以降、同戦略を具体化し、年度別の重点計画が制定されています。

表 ＩＴ戦略本部の動向

平成12年(2000年)11月29日	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法「ＩＴ基本法」が成立
平成13年(2001年)1月22日	e-Japan 戦略
平成13年(2001年)3月29日	e-Japan 重点計画
平成13年(2001年)6月26日	e-Japan2002 プログラム
平成14年(2002年)6月18日	e-Japan 重点計画-2002
平成15年(2003年)7月2日	e-Japan 戦略
平成15年(2003年)8月8日	e-Japan 重点計画-2003
平成16年(2004年)2月6日	e-Japan 戦略 加速化パッケージ
平成16年(2004年)6月15日	e-Japan 重点計画-2004
平成16年(2004年)12月17日	u-Japan 政策骨子発表(総務省)

u-Japan

ユビキタスネット社会とは

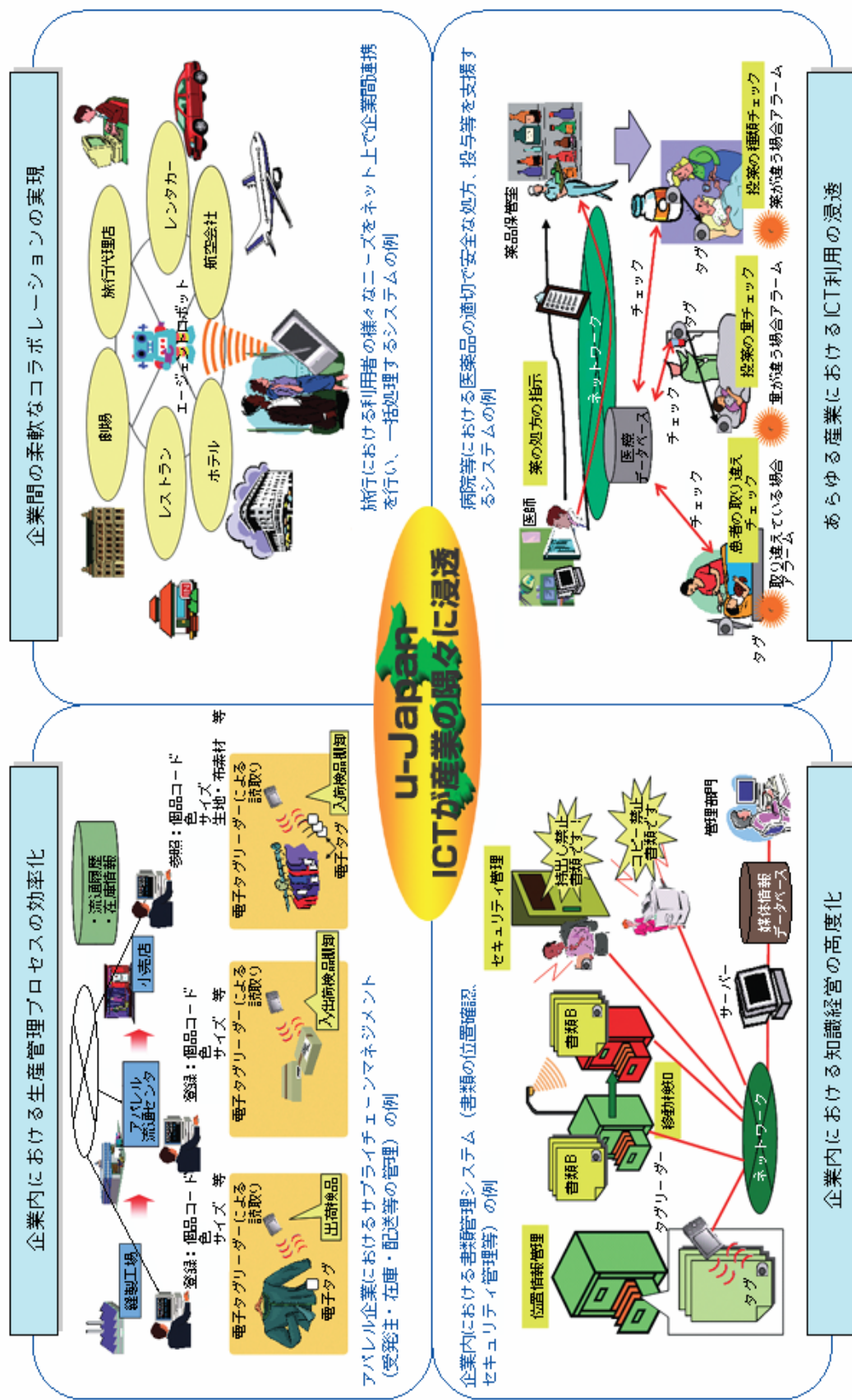
平成13年(2001年)1月に策定された「e-Japan戦略」のもと、「平成17年(2005年)までに世界最先端のIT国家になる」という目標に向けて政府一体となって取り組んできた結果、世界で最も低廉で高速なブロードバンド環境が実現されるなど大きな成果が上がりつつあり、我が国が自ら最先端技術を開拓し、諸外国の目標になる立場になりつつあります。一方、今後本格化する少子高齢化社会の中では、安心・安全な生活環境、高齢者等の生きがいづくり、人材の育成、循環型社会の構築など様々な課題が山積しており、こうした課題を解決する手段としてICTへの期待が高まっています。

u-Japanとは、社会の様々な課題がICTによって解決された平成22年(2010年)の我が国の姿を指す。その理念は、「ユビキタス(あらゆる人やモノが結びつく)」、「ユニバーサル(高齢者等でも簡単に利用できる)」、「ユーザー中心(利用者の視点が融けこむ)」、「ユニーク(個性ある活力が湧き上がる)」の4つからなりますが、その中心となるのは「ユビキタス」であり、「人と人」だけでなく、「人とモノ」、「モノとモノ」のコミュニケーションが簡単になされるところが特徴です。例えば、電子タグが食品に付けば、買い物の際に食品の生産流通履歴を簡単に確認できるようになるとともに、レジでの精算を瞬時に済ませることも可能となる。また、街中のいたる所に埋め込まれた電子タグからスロープ、エレベータなどの安全な経路情報が提供されるようになれば、高齢者や障害者も安心して外出できるようになります。これまで情報通信機器は大きくて価格が高いものでしたが、今後は、小さくて価格の安いデバイス(装置)がいたる所、いたるモノに付くことにより、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」簡単にネットワークにつながり、ICTが草の根のように生活の隅々にまで融け込むこととなります。

他方、u-Japanを実現していく上では、新たな課題も出てきます。例えば、ネットワークを通じて個人の購買履歴や行動履歴が簡単に把握できるようになれば、こうした個人情報が出たり、悪用されたりする可能性があります。また、家庭内の様々な機器がネットワークとつながれば、こうした機器に対してもウイルスや不正アクセスの被害が発生する可能性があります。



図 U-Japanの生活面での具体的な利用シーン例



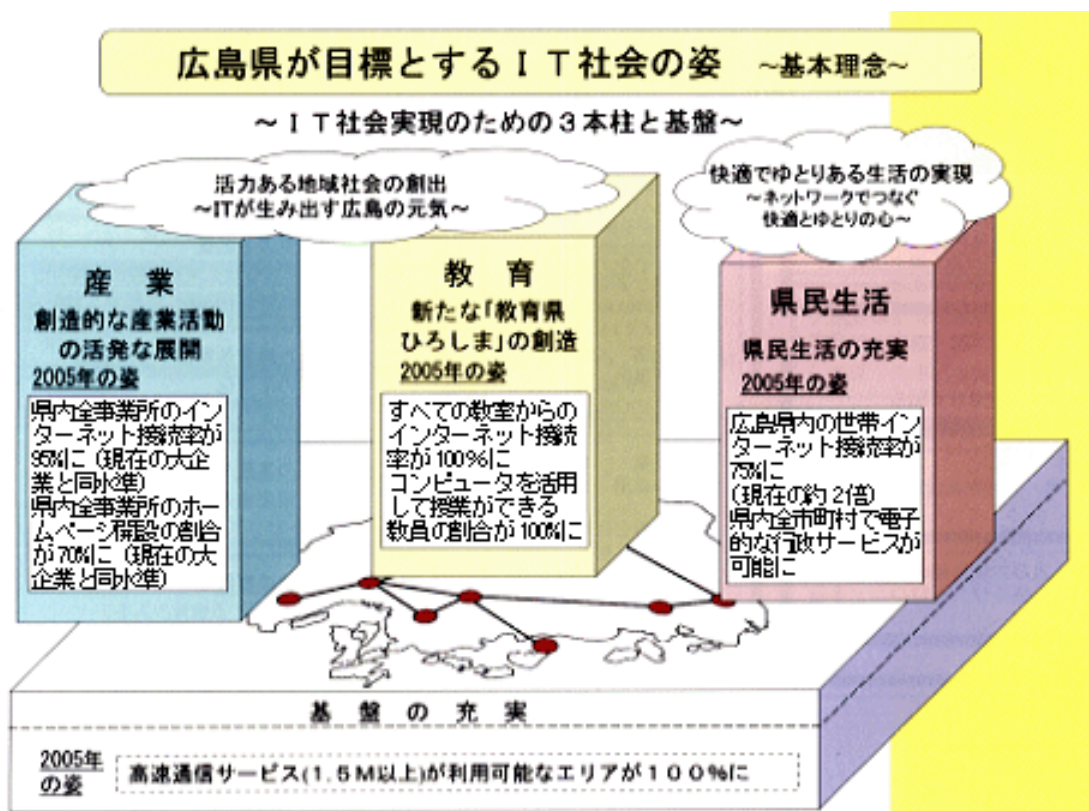
図表②、③ 総務省「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会最終報告書」により作成

こうした課題を乗り越えつつ，u-Japanを理想的な形で実現していくため，総務省では，平成16年(2004年)3月に「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会」を設置し，同年12月に「u-Japan政策」を取りまとめました。

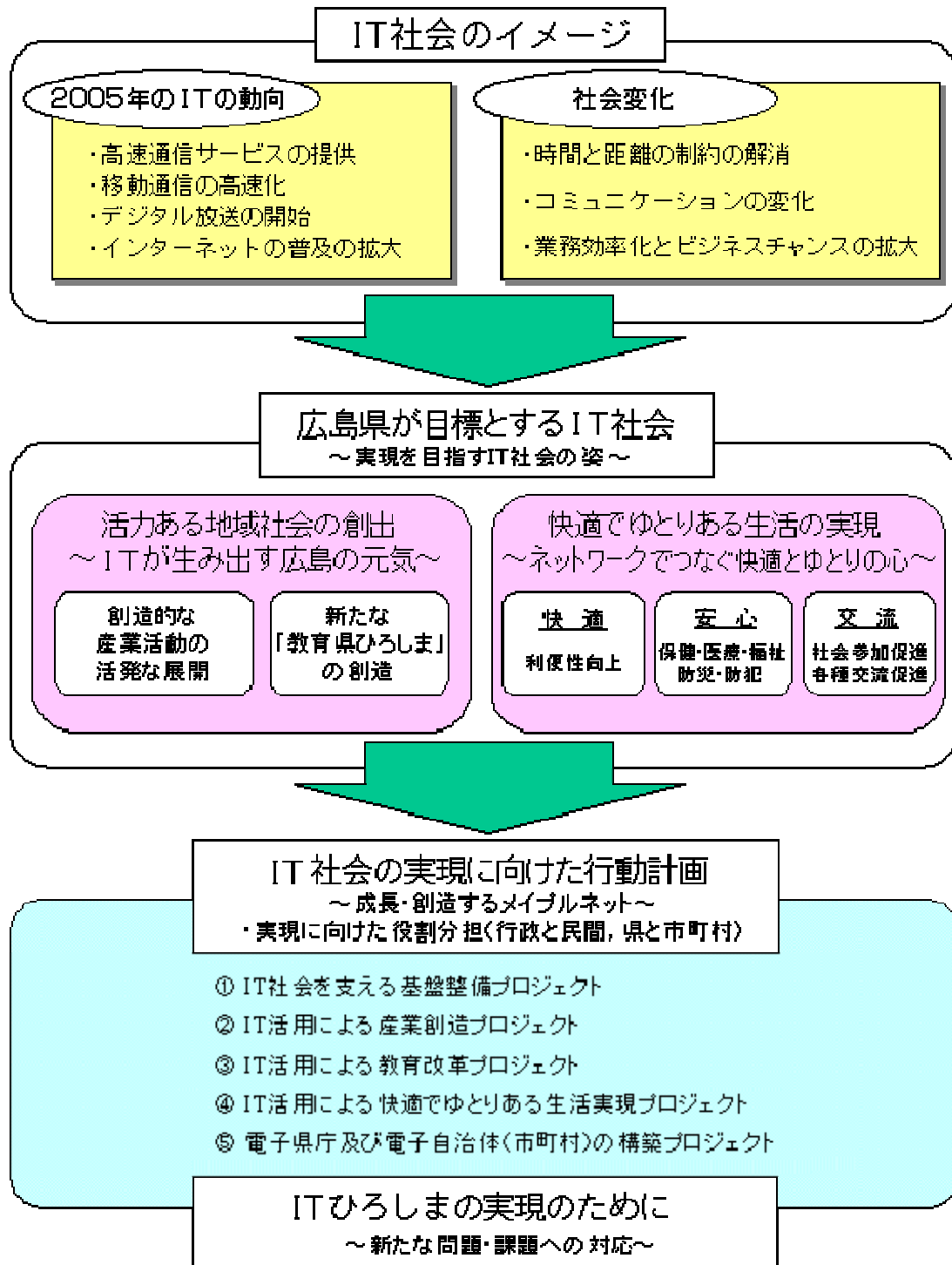
(2) 広島県における情報化の取り組み状況

県のIT化に対する取り組み

広島県では，平成13年(2001年)10月に「ITひろしま行動計画2005」が策定されました。これは，すべての県民が情報通信技術を積極的に活用でき，その恩恵を最大限に享受できる高度情報化社会の実現に向けた行動計画です。



ITひろしま行動計画 2005 の構成



1-4 情報化とは

(1) 地域特性及び地域課題と情報化

近年、情報通信技術の進展は非常に早く、特にインターネット やマルチメディア における技術は、今や日本社会変革の原動力となっています。市民、教育・研究機関、企業、行政などの分野でも、これらの技術をどのように取り込むかが重要な課題となっています。このような状況のなかで、「情報化」というと、コンピュータやネットワークなどの情報通信機器や技術を導入することを先に考えがちですが、そのような機器及び技術を利用して情報をいかに有効活用するかということに主眼をおいて、情報化を進めることが重要です。また、その活用においては、既存の仕組みの効率化や省力化のみを主たる目的としたものではなく、一歩進めて、従来の基本理念、社会構造、産業構造、地域構造等の枠組み自体を変えていくような積極的で思い切った取り組みを行っていくことが求められています。

地域情報化は、情報通信を活用して情報流通を促進させ、地域の活性化と生活の充実を図るために、情報化のもたらす幅広い効用を踏まえて、地域の特性を活かし地域のさまざまな問題を解決するものであるととらえ、より高次の視点から活用方を検討することが必要です。

(2) 情報利用者と情報化

地域情報化に関する行政の取り組みは、情報提供型のものが多かったため、「利用者」は、情報を一方的に受ける立場であることがほとんどでありました。これからは、情報を活用して地域を活性化していくために、市民、教育・研究機関、企業、行政等の地域に関わる全ての主体が情報を受け、かつ発信する双方向のやりとりができ、そこから新しいサービスや交流が生まれるような環境をつくり上げていく必要があります。

地域情報化における「利用者」とは、情報に対して受身であるだけの利用者ではなく、自ら情報を発信し、他者との交流も行う、情報受発信交流環境を利用する主体ととらえる必要があります。

(3) 地域情報化と行政情報化

一般的に「地域情報化」とは、地域全体の活性化や住みよい生活・社会環境づくりのために、地域社会を構成する市民生活，教育・研究機関，企業，行政等が，それぞれの立場と価値判断のもとで進める情報通信技術活用行為の総体と考えられています。

一方、「行政情報化」は、行政の業務範囲における情報化であり、行政機能の効率化や高度化を目指すものでありましたが、近年、申請・届出等の電子化，電子的情報提供，電子調達等の取り組みが全国的にも進みつつあります。このことから、住民サービスの一環としての「行政情報化」と位置づけすることもできます。

情報化を推進していく際に、ひとつは地域社会全体の立場からの取り組み「地域情報化」に焦点をあてる必要があります。更に、行政内部から「行政情報化」の取り組みを地域社会に向けて広げていくという考え方も重要となります。これら情報化を一元的に推進することで、地域文化，社会の発展へとつなぐことができます。

